

この通信は、部会の様子をお伝えし、関連する機関のみなさまとの情報共有をめざして発行しています。

平成 23 年 12 月 21 日 **地域移行部会**を開催しました！

【テーマ】

勉強会『知的障害の方の地域移行について』
情報交換



今年度第 3 回の地域移行部会を 12 月 21 日に開催しました。区内外から 31 名の方に参加していただきました。ありがとうございました。

この部会は、毎回テーマを設け、障害者が安心して地域で住み続けるための基盤整備について検討しています。今回もフロア一体となって、積極的に意見交換をしました。

勉強会 『知的障害の方の地域移行について』

～ 講師を 3 名お招きして、それぞれの立場からお話いただきました～



世田谷区手をつなぐ親の会会長 上原明子さん

「世田谷区手をつなぐ親の会^{*1}」は、知的障害の子どもがいる親たちの会です。

入会者

会員数は 1,453 名（平成 23 年 10 月現在）です。愛の手帳所持者の約 4 割が入会しています。

【ご本人の年齢】

20～30 代が圧倒的に多く、約 7 割をしめ、40 代は 2 割弱です。

40 代以降になると、親の高齢化や死亡等により施設入所が増え、退会する方が多くなります。

【日中の就労通所先】

就労移行支援・就労継続 B 型：約 40%

生活介護：約 30%

就労：約 20%

保護的就労^{*2}：約 7%

どこにも行っていない：数%



【生活の場所】

自宅（家族と同居）施設入所、グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）
単身（多くはない）の順です。

最近、入所施設の近くにケアホームやグループホームができ、入所施設から移行している方もいます。

知的障害の方の地域移行の現状と課題

現 状

都内の入所施設は空きがなく、全国各地に点在する施設に入所している方が多くいます。同居していたご家族が亡くなったので、ご本人を施設入所させたいという相談が親族からありました。ご本人は仕事をしており、遠く離れるのを嫌がっていましたが、都内施設の空きがなく、東北地方の施設に入所せざるをえませんでした。都外入所の事例はいまだに多くあります。

課 題

知的障害の方の地域移行は、「施設」から「地域」だけでなく、「親元」からの地域移行も進めていく必要があると思っています。

親自身が 24 時間対応の施設入所を強く望むことが多く、可能な限り地域で暮らすという意識を持ってもらうことが難しいという現実もあります。

ケアホームやグループホームが少ないこと、知的障害を専門とする相談支援事業所がないこと、区内に緊急的対応（一時入所、ミドルステイなど）できる拠点施設がないことも地域移行が進まない大きな要因です。

知的障害の方は、常に、「寄り添う支援＝見守り」が必要であり、見守りの中でご本人の思いをどのように引き出していくかも、地域移行を進める上で大切だと考えます。

（次ページへつづきます）



生活支援ホーム世田谷支援員 山口奈緒江さん

「生活支援ホーム世田谷」は、知的障害の方を対象としたケアホーム、グループホームです。

施設紹介

緑が多い静かな場所（宇奈根）にあります。

ケアホーム、グループホーム、短期入所のほか、区の委託をうけて、日中ショートステイや緊急一時保護*³も実施しています。



職員は、施設長1名、常勤5名、非常勤14名です。施設長一家は管理人室に住み込みで生活しています。夜間も職員が当直し、対応しています。

当施設では、食事、入浴、排泄など日常生活の支援から、金銭管理、各種手続のサポートや代行、通所施設や就労先との連携、ケア会議の出席など幅広い支援をしています。食事は、職員の手作りです。生活費は、家賃・光熱費・日用品費・給食費等で月10万円程度です。

入居者

定員：施設内12名、施設外（近隣の民間アパート借り上げ）6名

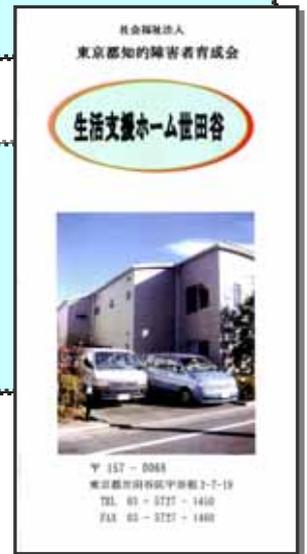
【ご本人の年齢】 20～60代と幅広いです。性別は男性が7割強です。

【日中の就労通所先】

就労移行支援・就労継続B型（砧工房、下馬福祉工房など）：約40%

生活介護（奥沢福祉園、千歳福祉園など）：約20%

就労（保護的就労*²含む）：約40%



施設パンフレット

具体的な支援例

通所途中の自動販売機などの飲み残しのジュースなどに関心が向いてしまう方がいました。支援方法を通所先の職員と考え、連携しました。自動販売機などに立ち寄らないことの毎朝の確認と、毎日おやつを用意する支援を始めました。最初は職員が駅まで同行し、一人で外出するようになってからも、声かけは続けました。時間はかかりましたが、今では、自動販売機の飲み残しのジュースなどに触れずにまっすぐ帰所できるようになっています。

最後に

知的障害の方が地域で安心して生活するためには、ご本人が信頼できる人が身近にいて、困ったときすぐに手助けしていただくことが不可欠だと思います。



玉川総合支所保健福祉課障害支援担当 今井係長

区では、総合支所保健福祉課が知的障害の方の相談を担当しています。

区での相談内容

愛の手帳所持者は3,567人*です。知的障害の方の相談は、幼児期から卒業後の進路相談、施設入所、自立支援法全般まで多岐に渡ります。（*世田谷区保健福祉総合事業概要平成23年度版より）

当課では、施設入所の相談も多くあります。ご希望をお聞きしながら施設を探しますが、特に急ぐ場合は、施設の場所が選べないのが現状です。また、知的障害があっても、ひとり暮らしをされている方もいらっしゃいます。日常生活は問題なくとも病気の時が不安です。受診先から入院の必要が無いと帰され、短期入所（緊急一時保護）を探したが空きがなく、通い入れた通所施設での緊急一時保護を勧めましたが、どうしても自宅が良いという方もいました。そのときは、最終的に通所施設職員が好意でご本人の自宅と一緒に泊まってくれたことがありました。

地域移行を進めるために

知的障害の方が地域で生活するには、上原氏、山口氏の報告にもあったように、ご本人が信頼している人が身近にいて、いざ困ったときにすぐに対応してくれる体制を整えることが大切だと思います。



フロアのみなさんとの意見交換をしました！！

(一部をご紹介します)

知的障害の方は誰に相談することが多いのか。精神障害の方は、相談支援事業所や地域活動支援センターなどで多くの相談を受けている。

(今井係長) 知的障害の方はご家族や施設職員など身近な人に相談していることが多いです。

(フロア) ケアホームやグループホームは、「相談支援」という看板は掲げていないが、相談支援を行っていると思います。

施設を建てる時、地域住民から反対の声があがることも多いと聞くが、施設では、地域との交流やつながりはどの程度あるか。

(山口氏) 町会のお祭りなどのイベントに利用者が参加し、地域の方々と交流しています。当施設の非常勤職員 14 名のうち、10 名以上が地域の方であり、知的障害者の良き理解者として利用者の地域生活を支援しています。

ケアホームの利用料は平均月 10 万円ということだが、就労の収入が少ない方はどのように工面しているのか。生活保護を受給しているのか。

(山口氏) 現在は、生活保護受給者はいません。就労の収入のほか、年金、手当、ご家族からの仕送り等で賄っています。家賃については、区の助成制度^{*4}を活用しています。

エリア部会で、知的障害の方の金銭管理について話題になったことがある。

金銭管理で苦労などがあるか。

(上原氏) 社会福祉協議会の権利擁護事業に金銭管理サービスがありますが、知的障害の方には利用しにくい面もあり利用率は低いです。当会では、区や社会福祉協議会と連携し、知的障害の方にふさわしい成年後見制度のしくみをつくりたいと、勉強会や講習会を行っています。

(山口氏) 当施設では、職員が入居者全員の銀行通帳を預かり、入出金のサポートや代行、ご本人が管理できる額を定期的(日単位、週単位、月単位など)に渡すなど、金銭管理の支援をしています。

施設入所者のなかには、地元に戻っても知り合いがいず、地元での生活が想像できず、「地域移行」という選択肢を持ってもらうことが難しいという現状もあるのではないかと。

(山口氏) 都外施設に長く入所していた方が、地元に戻ってくると決めた時点で、当施設の短期入所を利用してもらい、地域移行のイメージを持ってもらったことがあります。

「生活支援ホーム世田谷」は、平成 15 年の設立以降、退去者はいたか。

(山口氏) 設立当初の詳細は把握していませんが、(山口氏が勤務し始めた)平成 19 年以降は 3 名が退去しました。同居したいとご家族から申し出があった方、軽い知的障害の方でサービスを利用せずに暮らしたいと区外に転居された方、施設入所した方です。

精神障害の退院促進支援事業に携わっていると、精神科病院の長期入院者には、知的障害だと思われる方や重複障害の方もいる。その場合、知的障害のサービスは利用できるか。

(今井係長) 愛の手帳の交付を受ければ、手当(度数などの制限あり)や知的障害のサービスが利用できます。愛の手帳は、18 歳までに知的障害があったと認定されることが条件です。ご本人やご家族が 18 歳前の状態を記憶していれば、東京都心身障害者福祉センターで判定を受けることができます。

精神科病院の入院者で、愛の手帳と精神保健福祉手帳を持っている方がいる。どちらのサービスを利用したらよいかいつも迷うが、知的障害の方を対象としたグループホームを希望した場合、どの程度の行為障害なら受入可能か。

(山口氏) 一概には言えませんが、行為障害があっても、環境調整や丁寧な支援で対応できることもあります。当施設にも、重い知的障害をもち、発語がなく、強いこだわり行動のある方が、居室内の窓ガラスを手で叩き続ける行為が日常的にありました。窓を叩く理由が分からず、対応策がなかなか見つからなかったのですが、窓ガラスにフィルムを貼ったら叩かなくなりました。ご本人に合わせて工夫することで、当該行為が軽減したり、行動そのものは軽減しなくても、近隣に迷惑がかからないようにすることはできると思います。

意見交換つづき



中学校区レベルで相談支援できるしくみがあれば、知的障害の方の地域移行・地域定着が進むのではないかと。

(フロア) 来年度から障害支援に関連する法律が大きく変わるところです。知的障害の方に限らず、相談支援は人材育成も含めて充実していかなくてはならないと考えており、国や都の動向も踏まえながら検討しています。

知的障害の方の地域移行を進める上で、「親の意識改革」も必要だという話があったが、他にどのような課題があると思うか。

(上原氏) ご本人の支援は、誰か一人が担うのではなく、本人を中心にしたチームを作り支援することが必要だと考えます。親亡き後から急に考えるのではなく、ご本人が若いときから支援者を増やす必要があります。親自身が相談できる場も必要だと思います。

知的障害の方で単身生活はごく少数だという話があったが、今後、単身でも生活できる地域にするためにはどのような体制が必要だと思うか。

(山口氏) 何もなくてもそばにいてくれて、何かトラブルがあったときに手助けしてくれる人が身近にいることが必要だと思います。

(今井係長) 常時そばにいるというのは難しいかもしれませんが、例えば施設職員などご本人が信頼している人が手助けしてくれること、それに対して報酬が支払われるしくみがあることが必要だと思います。

(上原氏) 日中の居場所が必要だと思います。例えばデイサービスのようなもの、単身生活をしていても、みんなと一緒に食事ができたり、大きなお風呂に入れたりするようなどころがあると良いと思います。

* 1 『世田谷区手をつなぐ親の会』

世田谷区に在住する知的障害者が安心して地域で自立した生活を継続できるよう、知的障害者の権利を守り、その福祉の向上を図ることを目的に活動し、研修会開催、会報発行等を行っています。詳しい活動などは、ホームページをご覧ください。

<http://oyanokai-setagaya.com>

* 2 『保護的就労』

一般企業への就労が困難な知的障害や身体障害のある方が、種々の援助により区の関係団体に雇用されて働いています。主に、区立施設の清掃・受付、喫茶コーナーでの仕事をしています。

* 3 『障害者一時保護(区制度)』

在宅の障害者(児)が保護者またはご家族の疾病等緊急な事由で一時的に介護に欠ける場合、一時保護を行う制度のことです。原則4日以内。知的障害者(児)は、今回お話しいただいた「生活支援ホーム世田谷」で受け入れています(定員1名)。

対象: 6歳~65歳未満で障害福祉サービス受給者証をお持ちの障害程度区分1以上の知的障害者(児)

* 4 『身体障害者・知的障害者グループホーム等家賃助成制度』

指定共同生活介護事業所(ケアホーム)、指定共同生活援助事業所(グループホーム)、区指定グループホームを利用している身体障害または知的障害のある方に、家賃を助成する制度です。都のしきりがあり区もそれに即しています。補助額は、月額24,000円を上限として、所得に応じて助成金額が決まっています。

(所得制限あり)

第2部 ~ 情報交換 ~

「東京都精神障害者退院促進支援事業」の報告

「世田谷区セーフティーネット支援対策退院促進事業」の報告

その他、自立支援協議会の報告や、作業所ツアー、シンポジウムについて情報提供がありました。

『来年度も、ぜひ皆様のご参加をお待ちしております』

(地域移行部会運営会議メンバー同)

